

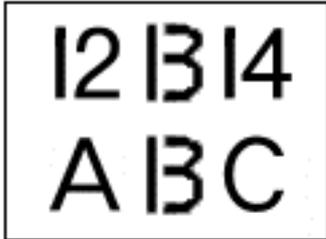
1. 文字とは何か？

問題

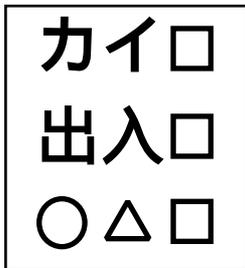
次の二つの文に含まれる「文字」という語の意味について考えよう。

- a) カタカナという文字は、省格された直線的な形象を特徴とする。
- b) 志賀島で発見された金印には「漢委奴国王」という文字が刻してある。

次の図の中で同じ「図形」が異なった文字として読まれるのはなぜだろう。



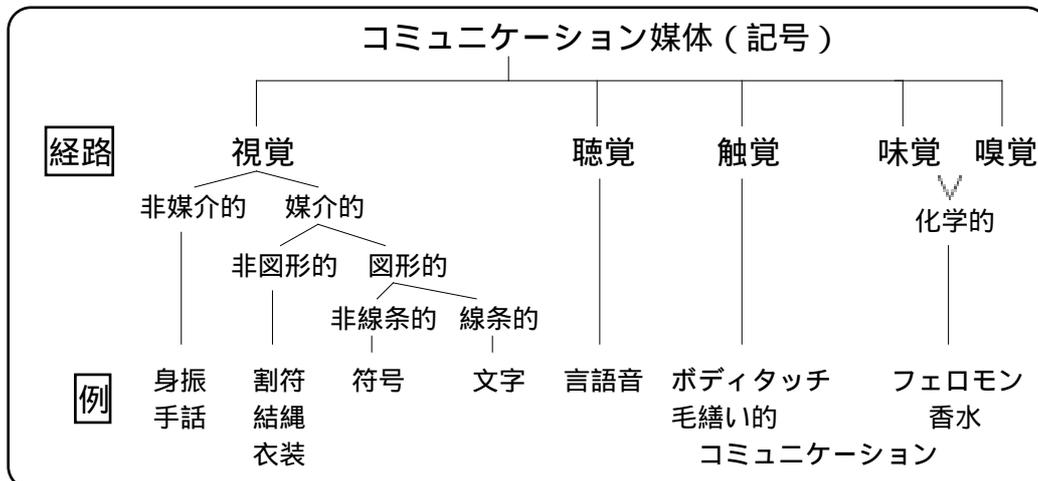
次の図で「図形」と「文字」との違いは何だろうか。



1-1 音声言語（口頭言語）と文字言語（書記言語）

人間の言語には、音声記号を媒体とする音声言語（口頭言語）と書記記号を媒体とする文字言語（書記言語）とがあると考えられる。

音声言語と文字言語との違いは、媒体と受容時の生理的経路の違いによる。両者の関係は、コミュニケーション（行動）の中に位置づけるときにより明らかなものになる。

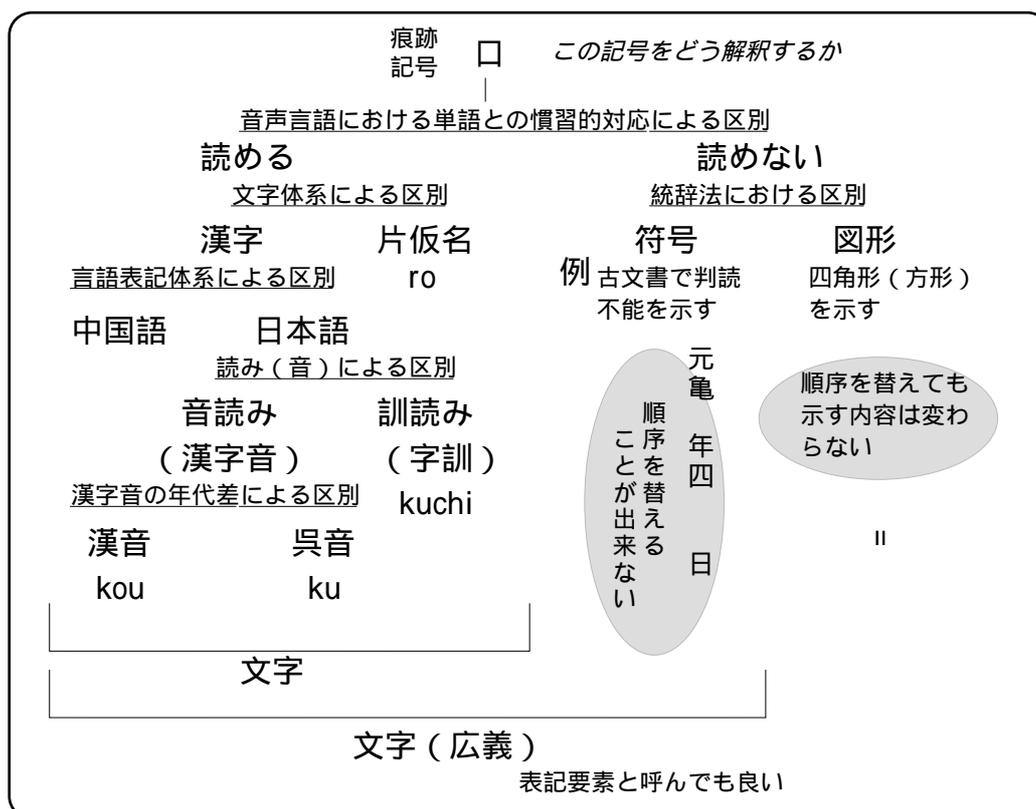


1-2 文字の認定

文字と図形（符号）とは異なる。両者には共通の性質もあるが、文字に固有の特徴もある。文字の認定は様々なレベルでなされる。

例：視覚経路を用いる 一定の固定性を持つ 反復可能な記号である
 読み（読み上げ方）がある 特定の統辞論を伴う 言語の構成要素である
 同種のものとして体系をなす

「 」という形象が、どのような手続きで文字である / 文字でないと認定されるのか概要を図に示す。



1-3 文字・文字体系・言語表記体系

日常語としての「文字」には、一文字 という意味と 文字の種類 という意味とがある。前者を文字と呼ぶとすると、後者は文字体系と呼ぶべきものである。

文字体系 同じ種類の異なる文字を集めたもの。notation
 例：漢字、アルファベット

文字体系は複数の言語にわたって使用される（ことがある）。そのため、言語表記体系という概念が必要になる。

言語表記体系 一言語の表記の用いられる文字体系のセット。script
 例：日本語 = 漢字・平仮名・片仮名・アルファベット・数字

このとき、例えば、日本語の言語表記体系に含まれる漢字（文字体系）と、中国語の言語表記体系に含まれる漢字（文字体系）とは必ずしも一致しない。また、ア

ルファベットも英語、フランス語、ドイツ語などで全く同一ではない（例えば、ウムラウト、アクサン、セディーユ、合字などがある）。これらは、文字体系の借用と修正（工夫）とが歴史的に広く行なわれたことを示している。

厳密には、言語表記体系が含むものは、文字体系の部分集合である。文字体系は共有文字集合（ある文字体系を言語表記体系に含むすべての言語の間で共通な文字の集合）と周辺（固有）文字集合（ある文字体系を言語表記体系に含む一つ以上の言語で用いられるがすべての言語で用いられるのではない文字の集合）とからなる。

1-4 文字の定義

文字の認定が様々であるように、文字の定義も様々である。「文字」の簡潔で必要十分な定義は存外に難しい。文字の定義は、どのような視点・立場から文字を規定しようとするのかに依存する面がある。（資料参照）

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

音声言語と文字言語との違いは何か？

コミュニケーションにおける文字の位置はどのように示されるか？

文字と文字でない図形との関係はどのように整理されるだろうか？

発展：余裕があれば以下の事柄について調べてみましょう。

国語辞典で「文字」はどのように説明されているか？その説明は妥当であるか？

「文字」の「文」と「字」とはそれぞれどのような意味だろうか？

2. 文字の種類

問題

以下の問題について考えてみよう。

a) 文字にはどのような種類（タイプ）があるのか？

b) 世界中には何種類くらいの文字があるのか？

2-1 表音文字と表意文字

文字（体系）を分類する最も大ざっぱな基準は、表音文字と表意文字という二分法である。表音文字は（アルファベットのように）専ら音のみを表わし、それ自体

に意味を持たない文字であるといわれる。表意文字は（漢字のように）音だけでなく、それ自体に固有の意味を持つ文字であるといわれる。

表音文字・表意文字という区分は、大きな分類の方向を示すものとして決して無意味ではないが、ある文字が表音文字であるか表意文字であるかは一意的に決まるわけではない。

例えば、漢字は通常「表意文字」、仮名は通常「表音文字」とされる。しかし、「出鱈目」「天手古舞」など漢字が音のみを表示する場合や、助詞の「は」「を」など仮名が文法的意味を表示する場合がある。前者は表意文字の表音的機能、後者は表音文字の表意的機能といえるかもしれない。

樺島忠夫は、表音文字と表意文字とを連続的なものであると見て、階数によって区別する考えを示している。この考えでは、「表音」「表意」というのは対応する単位に応じて与えられる便宜的なもので、「音を表す」「意味を表す」という語義は薄くなっている。

表音文字と表意文字 階数によって規定する（樺島の説）

階数	1	2	3	4	5	6	7
単位	音素	拍	音節	形態素	語	文節	文

表音文字と表意文字とは連続的

文字が階数 1 ~ 3 に対応するときを表音文字、4 以上に対応する場合を表意文字とする

2-2 文字の 5 分類

個々の文字を単位として見るときには、それが対応する言語学上の単位に違いがある。漢字のような文字は、以前は表意文字と呼ばれていたが、それが単独で対応する言語学上の単位は「意味」ではなく「語」相当であるので表語文字と呼ぶようになっている。

西洋の文字学は、表音文字（音声文字）と表意文字（思考文字）という分類から出発して、次のような 5 分類に達した。

文字体系の分類法 ヨーロッパ文字学の考え方

表文文字	単一の記号で文に相当する内容を示す。絵文字など。
表語（絵）文字（表意文字）	漢字など、語の意義と特定の文字形とが対応する。
形態素文字	形態素分析は相当の困難を伴うため、一般に、充分発達した形態素文字法はないと考えられる。
音節文字	意味とは無関係に文字が音節に対応する。
表音文字（音素文字）	音素に相当する文字単位を用いる。

2-3 文字の言語機能

単一の文字についてみた場合、それが対応する単位はさまざまである。しかし、いかなる文字であれ、綴りとしてみた場合には「語」を表示する機能を持つ。これを文字の表語機能と呼ぶ（河野六郎の説）。（資料参照）

2-4 漢字の表語機能

漢字は、表語文字であると言われる（形態素文字とする説もあり、これを通説と見做す学者もいる。しかし、形態素文字法は十分に発達しないというのが西洋文字学の一般的見解と思われる。形態素は、母語話者の直感によって分析できる語とは異なり、言語学的手続きによって得られるものだからである。漢字が形態素文字であるというときには、字音形態素や文字形態素などという単位が設定されていることが多いので注意を要する）。

漢字の表示する「語」には音と訓とがあり、通例、二通りの読み方として理解される。漢字には、

- (1)音と訓とがあるもの（山・桜） 常用漢字では1168字
- (2)音のみのもの（芸・員） 同734字
- (3)訓のみのもの（肌・咲） 同40字
- (4)特定語（和語・外来語）の表記に専用されるもの（挨・拶・珈・琲） 同40字

を区別することが出来る。(2)の漢字のうち、独立して語（形態素）を為さないもの（庁・個など）や、(4)の漢字は、単独での表語機能が極めて低下しており、特に後者は殆ど仮名と連続的であるとも言える。

2-5 文字体系の数

世界中で使用されている言語の数に較べて、文字（体系）の数は極めて少ない。
（資料参照）

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

文字の表語機能とはどのようなものか？

日本語の言語表記体系に属する文字体系は5分類のどこに分類されるか？

発展：余裕があれば以下の事柄について調べてみましょう。

絵文字は、時に言語を超えた理解を可能にする。我々のまわりではどのような絵文字が用いられているだろうか？それらの絵文字はどの程度有効であろうか？改善する点があるとすればどのようなところだろうか？

3. 文字の歴史

問題

a) 文字はいつ、どこで、どのように、発明されたのだろうか？

b) 別々の文字は、別々に発明されたものだろうか？

3-1 文字の発生

確認される最古の文字は紀元前3000年以上前のものだが、文字言語と音声言語のどちらが先かという問題は、実証不可能である。しかし、音声は文字よりも一般的に用いられる手段であること、幼児が文字より音声を先に習得することは事実である。(資料参照)

3-2 文字の機能

「言葉が飛び去っても文字は残る」と言われるように、文字は「情報」を固定的に記録するものである。例えば、古代文明で文字の機能の一つは、(穀物などの) 数的情報や産地情報の管理であった。現代でも、文字は音声よりも 確実 なものだと思われる。重要であると考えられるもの(例・契約書、戸籍)は書類として管理される。

また、文字は宗教的機能を果たすこともあった。例えば、白川静は、漢字はそもそもから神聖文字で、人間と神とのコミュニケーションメディアだったと言っている。現代でも、「名前」など文字に深い思いを托す場合がある。

歴史上、ほぼ一貫して、文字は権力者(書記・官僚等)・知識階層(神官・僧侶等)の専有物で、その象徴でもあった。

3-2 文字の系統

文字には派生・影響関係に応じていくつかの系統があり、分類可能である。現在用いられている多くの文字は、エジプト象形文字(を通じてシュメール文字)にさかのぼることができる。これは、象形文字の多くが表音化したことを示している。(資料参照)

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

文字(言語)の機能には、どのようなものがある(あった)か？

日本語の言語表記体系に属する文字体系はどの系統に属するか？

発展：余裕があれば以下の事柄について調べてみましょう。

象形文字の多くが表音化する中で、漢字はなぜ表音化せずに現在も用いられているのだろうか。

4. 表記とは何か

問題

1. 以下の二通りの表記がありうるのはなぜだろうか？

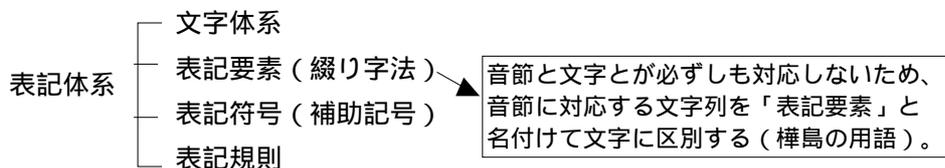
二人は friends
二人は friends

2. 「紙の上の方に名前を書いて下さい」といわれた場合、向かって奥の方（手前でない方）に名前を書くのはなぜだろうか？

4-1 表記体系

表記体系という概念がある。これは、表記を総体として捉えたものである。

日本語の表記体系



文字体系

漢字（常用漢字音訓表では1945字となる）・平仮名（75字）・片仮名（79字）・ラテンアルファベット（26 / 大小区別すると52字）・アラビア数字（10字）

表記要素

対応文字数1：あかさたな
対応文字数2：きゃ、カー、ヴィ、田舎（いなか）
対応文字数3：きゅう、キヤー、二十歳（はたち） などがある

表記符号

。、（句読点）（ ） 「 」 [] （各種括弧）・（ナカグロ）？！（記号類）々（踊字）

表記規則

文字と文字列との空間上の配置に関する規則
表記符号の使用規則
漢字と漢字の音訓対応規則
送り仮名に関する規則
仮名遣いに関する規則
ローマ字に関する使用規則
数字の使用に関する規則
文字体系間の使い分けに関する規則

日本語言語表記体系（script）は、文字体系（notation）としての漢字・平仮名・片仮名・ラテン=アルファベット・アラビア数字の（部分）集合からなる集合であると考えられる。また、言語表記体系に、句読法、綴り方、書字方向と折返し方向などの規則（表記規則）を加えた体系は、表記体系（writing system）と呼ばれる。

表記体系 表記に関わる要素と規則・慣習の総体。writing system

4-2 正書法

社会的な規範として通用する、「語」の標準的な書き表わし方、または、言語の標準的な書き表わし方を、正書法orthographyと呼ぶ。

正書法 語または言語の標準的・規範的な表記法。orthography。

日本語には、しばしば、正書法がないと指摘される。理由の一つは、文字体系間の使い分けが表記規則によって厳密には律されていないことである。（7日本語の表記に関する法令・規則を参照せよ）

4-3 文字と文字列との空間上の配置

文字と文字列との空間上の配置については、以下の事柄を考える必要がある。

- (1) 文字が正しい方向で書かれているとはどのようなことか。
- (2) 正しい方向で書かれた文字(1)が、水平に並ぶか、垂直に並ぶか。
- (3) 正しい軸を与えられた文字列(2)が、どちらからどちらに進むか。
- (4) 正しく書かれた行(3)が、どのように並ぶか。
- (5) 正しい軸を与えられた行(4)が、どのように連結されるか。

これらの点については以下のように考えるべきである。

1.文字の正立条件

文字の天地左右が読み手（書き手）の天地左右に対して一致しているとき、その文字は正立しているという。

2.文字列の軸

文字の天地に並行な軸を縦軸、垂直な軸を横軸とする。縦軸に沿って進行する文字列を縦書、横軸の場合を横書とする。

3.文字列の書字進行方向

横書の場合、左から右への書字方向と右から左への書字方向とがありうる。縦書の場合は、書字方向は天から地へと進む。一般にその逆はない。

4.行の配列

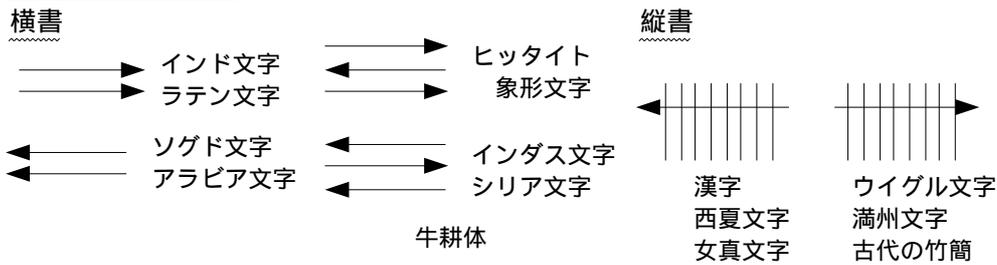
横書の場合、行の配列は縦軸の天から地へ進行する。一般に、その逆はない。縦書の場合、行の配列は横軸の右から左へ進行する場合と、左から右へと進行する場合とがありうる。

5.行の連結方向

行が連結する方向が変わらない場合と変わる場合とがありうる。連結の方向

が変わる場合を犁耕体（牛耕体）boustrophendon writingと呼ぶ

文字列の空間配置



デリック・デ・ケリコフは、表記の内部構造と正書法の空間的方向との関わりについて、調査の結果、以下の事実が明らかになったという。

- (1)音に表す文字は水平に書かれ、形象を表す文字は垂直に書かれる。形象を表す文字で、縦行は右から左へ読み進むのが一般的である。
- (2)エトルリア文字を例外として、母音を含む文字は右へ向かって書かれる。母印を持たない文字は全て左へ向かって書かれる。

これらの「事実」をケリコフは、人間の脳の構造との対応によって説明する。詳細は省略するが、一般に、表記には人間の身体の構造（脳を含む）が関与する場合がある。単純な例では、縦書きで（主に）右にルビが振られることの説明には、右利きが多かったという事情を考慮しなければならないだろう。

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

現代日本語では、縦書きと横書きとの両方が用いられる。それぞれの利点・欠点をまとめた以下の文についてどのように考えるだろうか？

一般に、日本語は縦書きの方が読み手の負担が少ないとみなされています。これは、人間の眼が（顔の中で）ほぼ左右対称になっているため、横方向の視線の移動は縦方向の移動よりも不自然で、疲れやすいということです。同じ理由で、横書きのメリットの一つは、次の行に早く視線を移動できることです。従って、読み流す（素早く読む）種類の文章には横書きが適当であるといえるでしょう。比較的軽い内容のものに横書きが多い理由の一つがわかります。また、全体の分量が少ないときにも（生理的なマイナスが現れにくい）横書きが用いられます。また、電子テキストでは横書きが標準的です。これはアルファベットが横書きであることとも関わりますが、モニタが紙よりも眼に負担をかけることから自然であると言えるでしょう。一方、縦書きは長く読んでいても疲れにくい、分量の多い文章や書籍に用いられます。しかし、縦書きには、アルファベットなどの挿入が難しいことなどのデメリットがあります。現在の日本語には、片仮名化では追いつかないほどの欧米語（要素）の流入があります。樺島忠夫は、早くから外来語が片仮名でなくアルファベットで表記されることを予測していました。また、文中にURLやメールアドレスなどを表示する必要も大きくなっています。

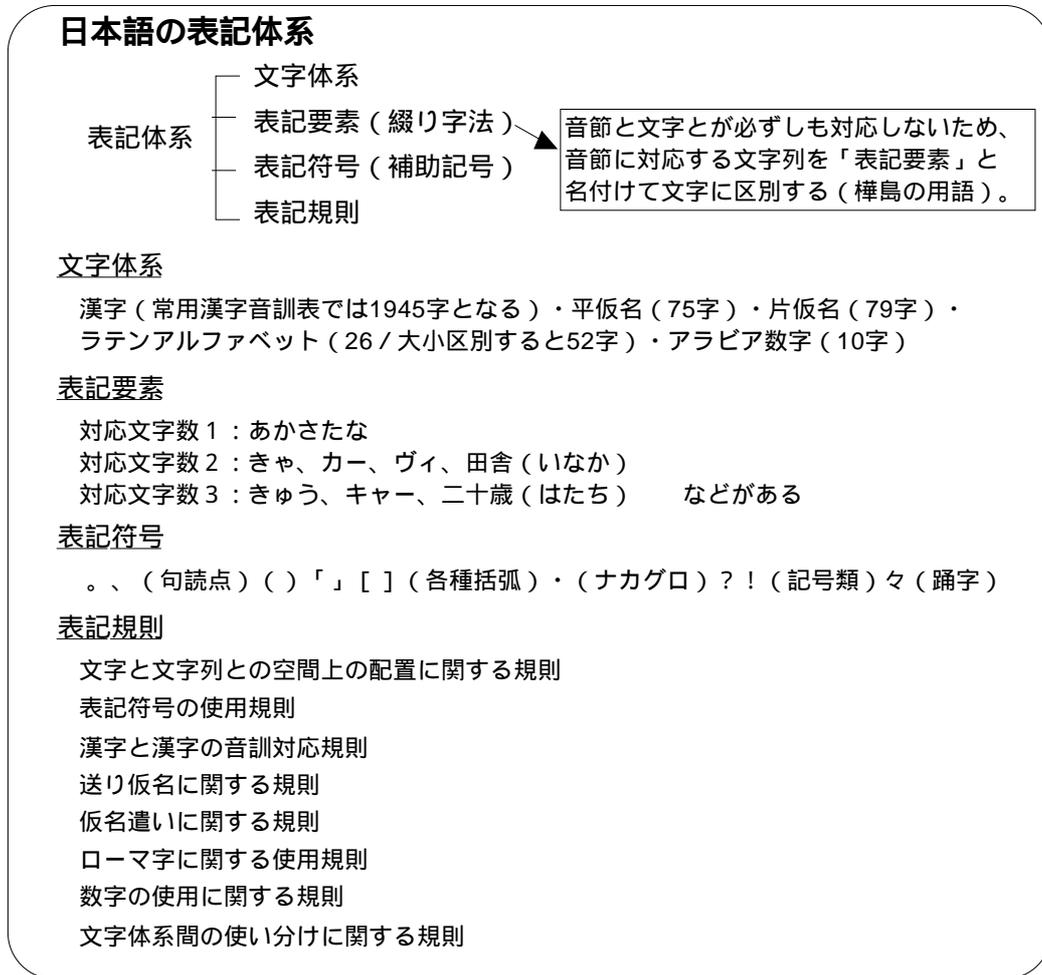
発展：余裕があれば以下の事柄について調べてみましょう。

歴史的な様々な文字と現在用いられている様々な文字とを集めたとき、それぞれの文字・文字法においてどのような空間上の配置がなされているだろうか。

5. 日本語の表記

5-1 日本語の表記体系

日本語の表記体系は、おおよそ以下のようにまとめられる（再掲）。



5-2 日本語の表記が言語に与える影響

文字は音声言語の写しであると思われがちだが、文字が音声言語に影響して行く（言語を変える / 変えない）といえる点がある。以下に例を示しておく。

歴史的なもの

- ・ 八行転呼音の回避
八行転呼音は普遍的音声現象であるはずだが、母 [ハハ] は [ハワ] とならず、例外である。 表記が安定しているから？
- ・ 音声の特殊な回帰
気配は [ケハイ] > [ケワイ] > [ケハイ] という歴史的な変化をしている。 文字の学習で「気(け) + 配(はい)」と割るから？
- ・ 連声の消失 文字通りに発音するという意識がはたらいっている？
- ・ 連母音融合の回避
赤い [akai] は（標準的には）[あけー] などと発音しない。 文字通りに発音するという意識が連母音の融合を妨げている？

語構成におけるもの

- ・派生語の成立
こころのほか（心外）から「シンガイ」を派生する。音と訓との二通りの読みの存在が派生を可能にする。
変化（へんげ）から「ヘンカ」を派生する。呉音以外の漢字音で読むことで新たな概念としてすり替えたもの。
- ・略語の成立
外国為替＞「外為」、mass-communication＞マス・コミュニケーション＞「マスコミ」 文字の上で略されている。
- ・主観的な分析の困難
[かたよる]は「片寄る」、[かたむく]は「片向く」だが、「偏る」「傾く」と書かれることから分析が難しくなり、「片付く」などとの関係が分かりづらくなる。
「魚」は語源的には「酒菜」だが、「魚」と「肴」という二通りの表記によって時に別の語と感じられる。

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

日本語の表記体系はどのように構成されているだろうか？

発展：余裕があれば以下の事柄について調べてみましょう。

日本語の表記体系と他の言語の表記体系とを比較したとき、どのようなことが言えるだろうか？

7. 日本語の表記に関する法令・規則

問題

1. あなたはどちらだと考えるだろうか？
 - a) 「危ぐ」「常とう句」などの表記に賛成するか？
(1995年の意識調査 賛成35.2% 反対57.1%)
 - b) 「三十分」は、「さんじゅっぷん」と書くべきか？「さんじっぷん」と書くべきか？
 - c) 「三角形」は「さんかくけい」か？「さんかっけい」か？
 - d) 「おこなう」は「行う」か？「行なう」か？
2. 次のように問われたら、あなたはどのように答えるだろうか？
 - a) 「なぜ、日本語をカタカナだけで書いてはいけないのか？」
 - b) 「日本語はなぜアルファベットで表記しないのか？」

7-1 表記に関する法令・規則

日本語には、表記に関する法令（内閣告示等）が多数ある。その数は、世界的に見ても多いといわれる。これは、日本語の書記体系が複雑であり、また日本語がそのような書記体系を必要としているということでもある。

7-1-2 表記と音節の構造

複雑な書記体系は、日本語の音節構造・音韻体系と関係する部分がある。

英語のように単音に対応する独立の単位を持つ言語を音素言語（フォニムの言語）と呼ぶ。音素言語では子音が独立しているため、一音節内に多くの子音がひしめく。そのため発音はしにくい。しかし、一つの母音に対して多くの子音が付属し、それぞれの子音が大きな情報量を持つために、短い音節で効率的な伝達が可能である。

一方、音節相当の単位で、単音に対応する独立の単位を持たない日本語のような言語を音節言語（シラビームの言語）と呼ぶ。音節言語は発音しやすい（CV形式の語が最も多いこと、幼児語へのCV形式の出現などが傍証となる）。しかし、音節の数（多様性）が少ないために冗長になりやすく、伝達は非効率になる。また、過度の冗長さを回避すると同音（異義）語が増え、結果として書記体系が複雑なものになる。日本語の「漢字仮名交じり文」は、単語の弁別に有効であるといえる。

それぞれの言語でどのような表記が行なわれるかは、恣意的である。従って、ある言語で特定の表記が行なわれていたとしても、それが最善であるという根拠はない。ある表記が採用されているということには、歴史的な要因（偶然）が大きい。しかし、それは一定の言語学的合理性を説明できるものでもある。現代日本語の表記は、機能的合理性を追及する側と、歴史や伝統の与える合理性を評価する側との妥協によって成り立っているが、このことは表記の持つ本来的な両義性（恣意的であり改良可能／一定の歴史的プロセスを経ている場合は相応の合理性を持つ）を反映しているともいえる。

7-2 日本語の表記に関する法令と問題点

表記に関する法令・規則には以下のようなものがある。

仮名遣いに関する規則

「現代仮名遣い」、「外来語の表記」

送り仮名に関する規則

「送り仮名の付け方」

漢字と漢字の音訓対応の規則

「常用漢字音訓表」、「人名用漢字」

文字と文字列との空間上の配置に関する規則

1946.11「公文書用語の手びき」が基準となる

表記符号の使用規則

「くぎり符号の使ひ方（案）」、「くりかへし符号の使ひ方（案）」

ローマ字に関する使用規則

「ローマ字のつづり方」第1表が訓令式、第2表がヘボン式（標準式）と呼ばれる。訓令式が日本語ローマ字表記の国際標準と定められている。

7-2-1 「現代仮名遣い」の問題点

日本語の仮名表記に関して、（特に同音の）仮名の使い分け、またはその基準を示すものを仮名遣いと呼ぶ。

仮名遣い 仮名の使い分け方、使い分けの基準のこと

日本最古の仮名遣いは、「定家仮名遣い」として知られる。俗に旧仮名遣いと呼ばれる「歴史的仮名遣い」は、契沖が平安和文資料を帰納して定めたものである。同じく、新仮名遣いと呼ばれる「現代仮名遣い」は、「歴史的仮名遣い」を踏まえた上で表音的な仮名遣い（「音韻仮名遣い」）を目指したものである。

「現代仮名遣い」は、表音的な仮名遣いを標榜しているが、「歴史的仮名遣い」を支持する勢力に一定の妥協をしたため、混淆的で必ずしも合理的でないところがある。

以下に具体例を示しておく。

助詞の表記

一方で統語機能を期待したものだが、「は」「へ」「を」は発音の実体を反映していない。

四つ仮名の表記

「はなぢ」（鼻血）や「みかづき」（三日月）のように連濁の痕跡を表示する「ぢ」「づ」の仮名を用いるが、（標準語の場合）音声的には「じ」「ず」と区別されない（「表音仮名」である片仮名では「ヂ」「ヅ」は原則として用いない）。

オ列長音の表記

「おとうと」（弟）に対する「こおり」（氷）など「う」と「お」とが併行している。これは、歴史的仮名遣いの「ほ」「を」を「お」と書くことにしたために生じるもので、発音の実体とは無関係である。

エ列長音の表記

「とけい」（時計）など、一般に「い」を用いて書き、「え」を用いる例は、「ねえさん」「ねえ」「へえ」などごく限られている。しかし、これは発音の実体とは離れており、近時その傾向は著しい。

促音の表記

異なる音声的実質に同じ表記を採用している。また、「さんかくけい」「さんかっけい」（三角形）のように揺れているものもある。

7-2-2 「送り仮名の付け方」の問題点

「送り仮名」は、表記において漢字と仮名とを混用するところから生じるものである（例えば、中国語では送り仮名のような問題が生じることはない）。「送り仮

名の付け方」は、漢字と仮名との混用を前提としたものであるといえ、「当用漢字」「常用漢字」などの漢字の使用制限の方向に必ずしも同調しない。

「送り仮名の付け方」は、活用語尾を送るという原則を掲げながらも、広く許容や例外を認めている。「送り仮名」をいくつかの基本則の組合せで律することで、漢字仮名併用による表記形式の規範性の確保を試みているといえるが、体系性は高くない。「送り仮名の付け方」は、あくまでも「よりどころ」を示したものに過ぎない。日常的には、「送り仮名」は本則の通りに送られるわけではなく、許容による場合も少なくない（「行う」/「行なう」など）。また、「取消/取り消し/取消し」のように、様々な形で用いられるものも多い。

7-2-3 「常用漢字音訓表」の問題点

「当用漢字」は、将来的な漢字廃止を目指した使用範囲の制限だが、「常用漢字」は、当面の漢字使用の目安を示したものである。

当用漢字 漢字の使用範囲の制限
常用漢字 漢字の使用範囲の目安

しかし、「常用漢字」に従うと、文中に漢字で書けない部分が出てくる。これは、概念を表示する部分を漢字で書き、文法形式を表示する部分を仮名で書くという表記上の慣習に対して逸脱的である。

また、「常用漢字表」には、以下のような問題点も指摘できる。

常用漢字は一字一訓を目指しており、音2187・訓1899が定められているが、表外訓（例：館[やかた]・微か[かすか]・措く[おく]）や熟字訓（例：昨日[きのう]・紅葉[もみじ]）が常用されている。

常用される表外字が存在する（例：亀、狙、茨木、栃木）。

まぜ書き（「ら致」「危ぐ」）は読みづらく、時に異分析を生ずる（例：消火せん[栓] 消火しない/少年ら致[拉致]される 少年ら、致[いた]される）。

部首に関する言及がないため、旧字体での部首分類（聲 耳）も同時に通用している（例えば、字書の検索で不便である）。

7-2-4 その他の法令・規則の問題点

日本語は、通常、分かち書きはしない。従って、分かち書きの規範は存在しない。しかし、日本語の句読法（句読点または表記符号の使い方）は、文法の表示に対して構造的に定められているわけではない。これらは、部分的には、規範的な表記が「漢字仮名交じり文」であることに関わる。漢字と仮名との視覚的な格差が、句読点と同等の役割を果たしているのである。

句読法が構造的・論理的でないことは、表記に様々なヴァリエーションをもたらすことになる。しかし、「くぎり符号の使ひ方（案）」は、「参考」であるに過ぎない。例えば、読点（「、」）については、打ってはならない位置が定まっているだけで、打つべき位置に関しては個人の裁量に任されている。

7-3 文字体系間の使い分け

文字体系間の使い分けに関する明確な規則は、少なくとも法令（内閣告示）や公式な手引きとしては存在しない。例えば「常用漢字表」の基準を厳格に維持しても、それは漢字で書いてよい部分を示したものにすぎず、表記は一通りには決まらない。

文字体系間の使い分けに関する明確な規則がないことは、現代日本語の正書法の確率を妨げている要因の一つである。漢字と仮名とを混用するとしても、漢字を基盤に仮名を補助的に用いるのか、その逆なのかは決められない。結果として、文字体系間の使い分けは、慣習的なものであるよりない。現代の漢字仮名交じり文は、概念を表示する部分を漢字で書き、文法形式を表示する部分を仮名で書くというおおまかな使い分けに従っている。

また、文字体系間の使い分けには語種との関わりも認められる。和語（固有成分）は、主に平仮名か漢字、非固有成分のうち漢語（近代中国音を除く）は主に漢字、いわゆる外来語は主に片仮名で表記される。

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

日本語の表記に関する法令・規則にはどのようなものがあるか？
それぞれの目的は何だろうか？具体的にどのような内容だろうか？
それぞれに問題点はないだろうか？あるとすればどのようなものだろうか？

発音組織の単純性と表記体系の複雑性との関係はどう整理されるだろうか？

漢字と仮名とはどのように対応し、どのように機能分化しているだろうか？

発展：余裕があれば以下の事柄について調べてみましょう。

以下の表記はどのように説明されるか？

1. 「地面」を「じめん」と書くのはなぜか？
2. 「言う」を「いう」と書いて、[ユー]と読むのはなぜか？
3. 促音を「つ」の小書きで示すのはなぜか？
4. 「T」を「ティー」と書くのはなぜか？

8. 漢字と仮名

8-1 漢字と仮名

仮名は、漢字を真名と呼ぶのに対して言われたものである（「名」は文字の意味）。平仮名・片仮名は、漢字から派生し、奈良時代末期から平安時代初期にかけて成立した表音文字（音節文字）である。

大陸から漢字が伝えられて以来、漢字を表音的に用いて日本語の音節を表示することが行なわれた。これを万葉仮名と呼ぶ（漢字＝真名を用いることから真仮名ともいう）。万葉仮名は、漢字を用いるため仮名だが開いた体系をなす。平仮名・片仮名が成立した後も、漢文訓読などの場で用いられた。

万葉仮名 古く漢字を表音的に用いて日本語の音節を表記したもの

万葉仮名には、はじめは漢字の音によるものが多かったが、時代が下ると訓によるものも見られるようになる。前者を音仮名、後者を訓仮名という。

万葉仮名を草体化したものを草仮名という。草仮名をさらに簡略化して成立したのが平仮名である。古くは、男文字・男手と呼ばれる漢字に対して、女手・女文字と呼ばれた。また、ルビなどの漢文訓読等の補助記号として、万葉仮名の画を省略した一部から成立したのが片仮名である。その成立事情から、片仮名は学習や研究の場で専ら補助記号として用いられた。

平仮名 万葉仮名（漢字）の草体から成立

片仮名 主に万葉仮名（漢字）の一部から成立

時代が下がると、平仮名と片仮名とは同じ文脈に共起するようになり、別々の体系（曲線的なもの：直線的なもの）として分離された。

片仮名と平仮名との間には、それぞれの発生の経緯から、かつては

平仮名 - 和文 - 日常 - 意識として「和」

片仮名 - 漢文 - 学問 - 意識として「漢」

の別があり、いまなお外来語やオノマトペを表示して機能分担がある。

また、万葉仮名が開いた体系であったことから、平仮名・片仮名には同じ音節を表わして複数の字が用いられることも多かった。歴史的過程を経て、1900年の「小学校令施行規則」によって現行の体系に定められた。現行の仮名以外の仮名を変体仮名と呼ぶ。現在でも、書道や看板などに用いられることがある。

8-2 漢字のなりたち（六書）

後漢の許慎は『説文解字』（せつもんかいじ）を著し、9353字の漢字について、その構造と字義とを整理した。この時、漢字の構造の説明に用いられた原理が「六書（りくしょ）」である（六義ともいう）。

六書とは、象形・指事・会意・形声（諧声）・転注・仮借（かしゃ）をいう。このうち、象形・指事・会意・形声は、漢字の構造の成り立ちを説明するもの（造字法）であり、転注・仮借は、出来上がった漢字をどのように利用してゆくかを説明するもの（用字法）である。

説文解字 紀元100年頃、後漢の許慎が著した字書。全15巻。中国で現存最古。

六書 漢字の造字法と用字法の原則。象形・指事・会意・形声・転注・仮借

象形とは、文字通り、ものの形を象（かたど）ることである。象形によって成り立つ文字を象形文字という。山・目・門・鳥などが象形文字の例である。

指事とは、具象的な形を持たない事柄を図形的に指し示すことである。指事によっ

て成り立つ文字を指事文字という。一・二・上・中などが指事文字の例である。また、「本」のように象形文字(木)をもとにしたものもある。

象形や指事によって作りうる文字の数にはおのずから限界がある。そこで、象形や指事による漢字を組みあわせることで作られる漢字がある。その原則が、会意と形声とである。

会意とは、複数の漢字を意義において(それぞれの発音と関わりなく)結びつけることである。会意によってなる文字を会意文字という。林・森・明・炎・休などが会意文字の例である。

形声とは、一方から意義をとり、他方から発音をとることで、複数の漢字を結びつけることである。このとき、意義を示す部分を意符(義符)、発音を示す部分を音符(声符)という。形声によってなる文字を形声文字という。積・績・胴・銅などが形声文字の例である。漢字の約9割は形声文字である。

象形文字	ものの形を象ることによって成り立つ文字
指事文字	概念を指し示すことによって成り立つ文字
会意文字	複数の文字が意義において結合されてできた漢字
形声文字	意符と音符とからなる漢字
意符	形声文字で、意義を示すために用いられる部分(漢字)
音符	形声文字で、発音を示すために用いられる部分(漢字)

転注とは、既存の文字のもともとの意義(原義)を拡大解釈することによっておしひろげることという。例えば、「行」という漢字は、もともと十字路を示す象形文字だが、そこから道に沿って「いく」という意味や、ものごとを「おこなう」という意味が出てきたものである。また、「楽」は楽器を示す象形文字だが、音楽を通じて「たのしい」という意味を持つようになったものである。

仮借とは、文字の音を借りて、まったく別義の語を示すために用いることをいう。例えば、「来(來)」は、本来は麦を示す象形文字だが、音を借りて佝僂の意味で用いたものである。また、「三国志」のように「志」が「誌」と同音であることから同じ意味で用いることがある。

転注	漢字の原義をおしひろげて関連した意味で用いる(ようになる)こと
仮借	漢字の音を借りて別の語の表記に用いる(ようになる)こと

すなわち、六書は漢字の生産性への言及であり、同時に漢字は自らの要素によって自らを拡大再生産する文字体系なのである。

8-2-2 国字・国訓

漢字を模して日本で独自に造字された文字を国字と呼ぶ。国字は古くから作られていたが、歴史上どれだけの字数が作字されたかは不明である。国字には「会意」によるものが多い。常用漢字表では「畑」「峠」「働」「榨」「込」「搾」「塀」の七字が国字にあたる。ほかにも、「辻」「袷(かみしも)」「凧」「躰(しつけ)」「鯛(いわし)」などがある。国字には、訓だけのものが多いが、音を持つものもある。

国字 日本で漢字の造字法を借りて作られた文字

また、漢字本来の字義を離れて、日本で独自の意義に用いられる漢字がある。例えば、「偲」は本来「つよい・かしこい」を示す形声文字だが、「人」と「思」とからなることから、日本では「思い慕う」という意味で「しのぶ」と読んでいる。また、「鮎」は本来「なまず」のことであったが、日本では「あゆ」として用いる。これらは意図的な転用や、原義の誤解によるものである。このような読み方、あるいは意義を国訓と呼ぶ。

国訓 漢字の原義を離れた日本独自の読み、またはその意義

8-2-3 漢字の部首

漢字は、字画の共通部分によって分類される。この共通部分を部首という。部首は、漢字の中での位置によって、偏（へん）・傍（つくり）・冠（かんむり）・脚（あし）・垂（たれ）・構（かまえ）・繞（にょう）に大別される。

部首 漢字を分類する字画の共通部分。偏・傍・冠・脚・垂・構・繞

『康熙字典』は12集42巻からなる字書（1716年刊）で、歴代の字書の集大成として編まれたものである。『康熙字典』は、214の部首を立てて、約47000字の漢字を部首と画数に応じて分類した。部首と画数とによる配列は、以降、字書の標準的な形となった。

康熙字典 中国語の字書。1716年刊。約47000字を214の部首によって配列

部首は、字書の索引に用いられるが、問題点も多い。

部首の名称には、慣用が定まっていなかったものも少なくない。書道や印刷などの現場で用いられる名称もある。

また、部首の立て方も字書によって異なっている。おおむね『康熙字典』が基本とされるが、それぞれで部首の分離や結合・新設などが行なわれている。

部首の画数の数え方にも問題がある。例えば、「足」は単独の漢字としては7画だが、「路」「踏」「躍」の偏となるときに「レ」の部分は1画で書かれる。また、「阪」の「こざとへん」のものと文字は「阜」であり、「部」の「おおざと」のものと文字は「邑」である。このような場合、画数をどう数えるかについても字書によって違いがある。

その他、新字体によって生じる問題もある。1946年に「当用漢字表」が告示され、1949年に定められた「当用漢字字体表」によって字体の整理が行なわれた。この新しい字体を新字体と呼び、従来の旧字体と区別する。1981年の「常用漢字表」は、当用漢字の新字体を受け継ぎ、常用漢字で新たに追加された文字などにも新字体のものがある。しかし、「常用漢字表」には、部首に関する言及がなく、結果として、旧字体での部首分類も同時に通用することになった。例を挙げると、「声」を旧字体「聲」によって「耳」に分類したり、「円」を旧字体「圓」によって「口」に分類するなどである。

8-2-4 漢字の画数と筆順

一般に、漢字の画数は、楷書を毛筆で筆記する場合の筆の動き（運筆）を規準とする。活字の形が手書きの形とは異なる場合があるが、画数は手書きを基準にする。

「衣」「距」の「レ」の部分などは、活字では2画に見えても一筆で書くので1画と数える。

漢字の運筆には規範的な順序が定まっている（筆順）。筆順は、文字の形を維持するうえで重要である。筆順は、楷書と他の書体とで異なる場合がある。例えば、「上」は、楷書では「丨」「-」の順で書くが、行書では「-」から書く。

筆順 運筆の規範的な順序。文字の字形維持に必要

8-3 字音と字訓

漢字の読み方には、字音（漢字音）と字訓とがある。

字音は、中国語の漢字の発音が一定の変形を施されて日本語に定着したもので、例えば、「山」を「サン」、「川」を「セン」と読む類である。単に音とも言う。

字訓は、漢字が字義に相当する和語と結びついた結果、その漢字の「読み」と意識されるに至ったもので、例えば、「山」を「やま」、「川」を「かわ」と読む類である。単に訓とも言う。但し、全ての漢字に字訓があるわけではない。

字音（漢字音） 漢字の中国語での発音に基づく読みをいう 音

字訓 漢字の字義に対応する和語に基づく読みをいう 訓

漢字音には、伝えられた時期・中国語との対応によって、歴史的に呉音・漢音・唐音などの別がある。

呉音 漢音以前に伝えられた音。

漢音 奈良～平安初期に伝えられた音。隋・唐代の長安地方の発音に基づく。

唐音 漢音以後に伝えられた音の総称。

それぞれの漢字音は、日本漢字音の中に重層的に保持されている。以下に例を挙げておく。

呉音 明日 ミヨウ（ニチ） 行列 ギョウ（レツ）

漢音 明白 メイ（ハク） 行為 コウ（イ）

唐音 明朝 ミン（チョウ） 行脚 アン（ギャ）

現在用いられる字音の多くは、呉音が漢音である。複数の漢字の結びつきによってなる語を、熟字（または熟語）というが、熟語の音読では、いずれか一方の音で読むのが一般的である。但し、呉音と漢音とを混用することもある。

また、「空港」の「クウ」や「輸出」の「ユ」は、上のいずれでもない（空はク[呉音]・コウ[漢音]、輸はシュ）。このように日本で古くから読み習わしたものを慣用音と呼ぶ。慣用音には、呉音と漢音との混同によると思われるものや、類推によって生じたものが多い。

慣用音 日本で慣用的に行なわれている漢字の音

漢字は、当初すべて字音で読まれていたと考えられるが、次第に日本語の固有成分（和語）との対応が固定化し、字訓として定着していった。このことから知られるように、漢字の字訓には、歴史的な変動がある。しかし、日常的に用いられる漢字には一定の制約があり、特定の字訓に収斂する傾向がある。当用漢字・常用漢

字は、一字一訓を原則に、この傾向を人為的に統制するものといえる。

字訓には、単一の漢字に対してではなく、熟字（熟語）に対して与えられるものもある。複数の漢字と和語との対応が固定化され、熟字の読みとして定着したものを熟字訓という。例としては、時雨（しぐれ）、五月雨（さみだれ）、土産（みやげ）などがあげられる。熟字訓のうち110例が、常用漢字の付表に掲載されている。

熟字訓 二字以上の漢字熟語にあてられた慣用的なよみ

8-3-2 重箱読みと湯桶読み

日本で作られた熟語では、音と訓とを混用する場合がある。漢字二字からなる熟語（熟字）の前者を訓で、後者を音で読む読み方を湯桶（ゆとう）読みという。

例：「見本」（みホン）「場所」（ばショ）など

また、漢字二字からなる熟語（熟字）の前者を音で、後者を訓で読む読み方を重箱（じゅうばこ）読みという。

例：「額縁」（ガクぶち）「台所」（ダイどころ）など

湯桶読み 二字熟語の前を訓、後を音で読む読み方

重箱読み 二字熟語の前を音、後を訓で読む読み方

8-3-3 同音異字と同訓異字

字訓では、「影」（かげ）「陰」（かげ）など、異なる文字が同じ訓で読まれることがある。これを同訓異字（または同訓異義）という。

また、「性格」「正確」など、同じ音（漢字音）で読まれる漢字の字義が異なる場合がある。これを同音異字（または同音異義）という。

同訓異字 異なる文字が同じ字訓で読まれる場合を言う

同音異字 異なる文字が同じ字音で読まれる場合を言う

8-3-4 宛て字

「宛て字」には、いくつかの異なる意味がある。最も広い意味では、文字の借用（借字）による表記すべてをいう。より一般的には、漢字の音や訓を借りて本来の字義とは異なる語の表記に用いたものをいう。その中にも、慣用的なものとならないものがある。また、宛て字と誤字との関係は連続的であり、一般に、意図の有無が両者の判定基準となる。

宛て字に関しては以下のようにまとめられる。

漢字による和語表記すべて = 広義の宛て字

和語・洋語の借字による表記 = 狭義の宛て字 字義と語義とのずれを生じる

1. 慣用としてある程度定着している表記。

例：和蘭陀（オランダ）・瓦斯（ガス）

2. 規範的な表記を避けた逸脱的な表記。コンテクストの理解が必要となる。

例：マラソンを汗走（かんそう）する・讀売巨人軍セ界（せかい）制覇

3. 既存の文字列に臨時の読み方を持たせた表記。殆どの場合、振り仮名を必要とする。

例：本気（まじ）・女（ひと）・瞬間（とき）・微笑う（わらう）

4. 臨時の文字列が特定の音声に対応する表記。殆どの場合、漢字の意味は関与しない。

例：四六四九（よろしく）・歩絵夢（ポエム）

非標準的な表記で宛て字と認められない表記 = 誤用

8-4 字体・字形・書体

字体・字形・書体などの用語には様々な見解がある。ここでは、以下のように理解することにする。

体系	文字体系 文脈上同位関係に置かれる文字素（または字体）の集合	書体 文字に施される統一的デザイン、またはその表現法 フォント 活字など、書体をになう物理的な形態（実体性）
要素	抽象的 ↑ 文字素 示唆的な特徴の集束、または字体の価値 字体 文字の構造的原型をなす図形的特徴の組み合わせ（文字の基本的な骨組み） 字形 具体的に視覚化された個々の文字、またはその形 ↓ 具体的	書風 文字が視覚化されるときに付加される情報によって文字が醸し出す風格や風情を主に美的観点・芸術的な態度からいう 字形 文字が視覚化されるときに付加されるスタイル情報
	単位	付加情報

注：フォントfontは、本来は、同一サイズ・同一書体の（欧文）活字の一揃いをいう。

- 文字素 字体が持つ価値
- 字体 文字の基本的な点画の組み合わせ
- 字形 個々の文字の具体的な形
- 書体 文字の統一的なデザイン

文字を書くということは字形を書きつけるということであり、文字を読むということは字体を読み取るということであるといえ、理解を助けるかも知れない。書かれた文字は、字形と同時に特定の書体や書風を持つ。文字を読むということは、字形・書体・書風の違いにも関わらず同じ字体を抽出するということである。

文字素は、字形の異なりを捨象した抽象概念とされることがある（例えば、樺島の説）。この場合には、音素と文字素とが比較できるものでないことを理解しておく必要がある。文字素を構成するエレメント（示唆的特徴）を得る明示的な手続きは（いまのところ）存在せず、音素と音声との関係は、類と例ではないからである。

字体には、標準字体を設定することが出来る。標準字体は任意に定めうるが、通常、規範的なものをとる（例えば、常用漢字表の字体を標準字体とするなど）。一般に、文字素を具体的に表示する必要があるときには標準字体を用いればよいとされる。また、歴史的にその発生的起源にさかのぼることが出来る漢字を正字といい、正字の字体を正体という。『康熙字典』が基準とされることが多いが、時代や論者に応じて様々な立場がある。

- 標準字体 標準と定められた任意の字体

8-4-2 異体字

同じ文字素に異なる複数の字体がある場合、標準字体あるいは正体でないものを異体字とよぶ。異体字は、俗体・略体(字)・別体(字)などに下位区分ができる。

異体字 同じ文字に複数の字体があるとき標準的でない字体、またその文字

正体に対して異体字という場合には、現在用いられる漢字の多くは異体字である。また、異体字の中には相互に非常に異なる形をしたものがある。これらを特に同字・別体(字)などと呼ぶことがある。また、特に古い起源を持つ異体字を、古字または古文と呼ぶ。

一般に通用するが、正格でない字を俗字と呼ぶ。「解」に対する「解」や「恥」に対する「耻」などが俗字とされる。正字と字体差があるとき、俗字の字体を俗体という。「当用漢字字体表」以降に採用された「新字体」には、俗字に基づくものが多い。

俗字には、もとになる文字が簡略化されたものも多く見られる(但、字画が増えるものもある)。簡略化した字体を持つ文字を、略字という。「假」から「仮」、「學」から「学」などが略字である。また、僧侶らが頻出する文字を省略して書いたものに抄物書き(しょうもつがき)とよばれるものがある。「娑婆(しゃば)」を「女女」、「釈」を「尺」などと書くものである。漢字の字画の一部を省略して書くこと、あるいは省略して書かれた文字を省文(せいぶん)とよぶ(省字せいじ、省筆せいひつとも)。

8-4-3 字体の異同に関する問題

日本語の活字テキスト・デジタルテキストには、明朝体・楷書体・教科書体・ゴチック体・行書体・草書体・隷書体・ポップ体など様々な書体が用いられてきており、現在も用いられている。これらの書体差、或は書体内のデザイン差は、時に、字形に小さくない違いをもたらすが、それらは字体の異同とは異なるものである。

字形を「視覚化された文字の具体的な形」とすると、字体と書体とはより抽象的な概念である。字体は、文字のレベルで字形に対応する基本単位であり、書体は、文字体系のレベルで字形が含む付加情報である(文字のレベルで字形が含む付加情報を指す用語は「字形」である)。従って、字体の異同を問題にする場合は、同じ書体であることが前提でなければならない(書体による字形の違いが関与することを防ぐため)。

例えば、楷書体を標準とする手書きの文字(筆写)と、明朝体を標準とする印刷の文字(活字)とでは、おのずと字形に相違が生じる。「常用漢字」は、これらの差を慣習的なものと見て、字体とは関わらない書体差であるとしている。

明朝体は、活字テキストからデジタルテキストに渡って、日本語漢字表示の事実上の標準となっている。明朝体は、明代に木版用にデザインされた書体を起源とし、ヨーロッパ人による東洋(中国)学・キリスト教布教で用いられた金属活字の書体として明治初頭にもたらされたものである(但、その発生からして明朝体は漢字の書体であり、仮名の書体デザインはおおむね楷書体に基づく)。その後の歴史的経緯などにより、明朝体にも様々な種類があり、それぞれに微妙な字形の差がある。「常用漢字」は、これらの差をデザインの差と見て、字体とは関わらないとしている。

概念の上では、字体は書体と独立しているが、実際には問題が生じてくる。

本来、明朝体で「しんにょう」は点二つだが、楷書体では一つである。この場合も、書体の差であって字体の差ではないと考えられる。楷書体の中で、そのような対立はないからである。しかし、「当用漢字」「常用漢字」が示した字体によって、現在、明朝体では、二通りの「しんにょう」が用いられることになった。また、楷書体と草書体とを例に考えても分かるように、同じ文字であっても、異なる書体間に共通する「基本的な点画の組み合わせ」をとりだして示すことは難しい。

書体差の関与を防ぐために同一書体内で字体を認定した場合、書体によって字体の認定に違いが出てくる可能性がある。また、書体間で統一的に字体を規定しようとする場合、それは「基本的な点画の組み合わせ」として具体的（実体的）に示すことが出来ないであろう。これらは、文字研究が解決すべき理論的な課題である。

8-5 デジタルフォント・文字コード

文字をコンピュータでとりあつかうときには文字コードが必要である。「文字集合を定め、かつその集合内の文字とビット組合せを1対1に関係づける、あいまいでない規則の集合」を文字コード（JISでは「符号化文字集合」）という。日本語の符号化方式は、一般に、JIS、シフトJIS、EUCの3つが用いられ、統一されていない。

8-5-2 JISコード

JISコード（「7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化漢字集合」）は、幾度かの改訂を経て現在に至っている。その経緯は以下のようにまとめられる。

1978年1月1日

「情報交換用漢字符号系」の発表（JIS C 6226-1978）

使用頻度の高い第1水準漢字2965字と、頻度に関わらず重要と考えられる第2水準漢字3384字、非漢字キャラクタ463字の6802字とからなる

1983年

「常用漢字表」（1981）の告示を受けて改訂（JIS X 0208-1983）

漢字95字の第1・第2水準間の交替、新字体と旧字体22文字でコード・ポイントの変更、250字で代表字形の変更、人名用漢字4字と非漢字71字の追加

第1水準漢字2965字、第2水準漢字3388字、非漢字524字の6877字

1990年9月

改訂（JIS X 0208-1990）

第2水準に2字の追加、145文字について代表字形の変更

この結果、第1水準2965字・第2水準3390字からなる6355字の漢字の文字集合（漢字以外の文字・図形を含めて6,879文字）が定まる

1990年10月

6,067文字のJIS X 0212-1990の制定

漢字5801字、非漢字266字からなり、「JIS補助漢字」と呼ばれる

1995年

ISO/IEC 10646-1の国内化規格JIS X 0221-1995の制定

1997年1月

改訂（JIS X 0208:1997）

符号化方式の明確化、字形の包摂基準の明確化、外字の扱いの明確化、シフトJISに関する規定の明文化

2000年1月20日

第3・第4水準の制定。「7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張漢字集合」（JIS X 0213）

非漢字659字、第3水準1249字・第4水準2436字の計3685漢字、合計4344字の追加

コンピュータを使って漢字を読み書きする基盤が10040字に広がった

8-5-3 外字と異体字の問題

JISコードの文字集合に含まれる漢字は、一般に「JIS漢字」などと呼ばれる。一方、文字コードに含まれない文字を外字という。かなり大きな文字コードでも、常に外字の問題が存在する。これまで、JIS漢字は、しばしば文字数が足りないと批判されてきた。

文字コードに含まれる文字の数は、使用の状況や目的との関わりで評価されなければならない。従って、あるコードの文字数が十分であると感じるかどうかには大きな個人差がある。また、場面によっても感じ方は異なるだろう。それらは、多くの場合、日本語の表記をどのようにすべきかという問題意識とは無縁である。コンピュータで使用できる漢字の範囲が、e-mail では十分でも、学術論文では不十分ということもあるだろう。また、自分の姓名に含まれる異体字が変換できなかった場合に、コードの不備と感じる人（場合）もあるかも知れない。

2000年にJIS規格が11223字に広がったことで、（システムへの実装や、「ユニコード」との関係などの問題は残るものの）外字問題には一定の解決をみたといえよう。しかし、それでも不足と感じる人はあるだろう。コンピュータの記憶容量・処理速度の進歩は急速であるから、必要な分だけコードを拡張すればよいという考え方もある。しかし、原理・原則を欠いたコードの無制限な拡張は混乱をもたらすだけである。大きな文字コードを用いるということは、部分的には、個々のコードポイントに対応する文字を使い分ける（書き分け、読み分ける）われわれの能力に依存せざるを得ない。われわれが日常的に用いる（書き分け・読み分ける）漢字はせいぜい3～4000字で、7～8000を超える場合は極めて稀である（漢字の字数については8-6を参照せよ）。東京大学と日本学術振興会の共同プロジェクトに、GT明朝体がある。これは約64000字の漢字フォントセット（コード）の作成で、同じ東京大学による国産OS開発のTRONプロジェクトと同調するものである。しかし、技術的・デザイン的な問題から、一般に普及する可能性はほとんどない。

JIS漢字に対してしばしば為されたもう一つの批判に、拡張新字体などの異体字の取り扱いがあった。とりわけ、固有名詞の表記に関するものが多かった。

文字の研究では、字体・字形・書体といった基本概念にも一定の混乱があるというのが実情であり、そのことが議論の混乱に拍車をかけた側面も否定できない。そもそも、歴史的にも常に多様な異体字のあり方は、コード・ポイントによっていちいち指示するというやり方で取り扱うべきものではないのかもしれない。同じ文字に複数の字体が対応することが明らかであるとき、その文字は複数の字体を包摂しているというが、JISコードは、別体を除く（類形の）字体の「包摂」という方針をとり、一つのコード・ポイントで表わしうる字体の範囲を定めてきた。字体に対するJIS漢字批判は、ほとんどが、字体の包摂での（コード表に示される）代表字形の問題であった印象がある。いずれにせよ、JIS規格の拡張で、異体字の多くには新たなコード・ポイントが与えられた。但、かねて問題とされてきた、いわゆるはしご高（高）は「高」に包摂されている（ユニコードでは9ad9、windowsでは標準外字に含まれている）。

8-5-4 印刷標準字体

国語審議会は、2000年12月8日、常用漢字表に含まれない漢字（いわゆる表外漢字）の「印刷標準字体」（印刷文字において標準とすべき字体）に関する「表外漢字字体表」を答申した。これは「一般の社会生活において、表外漢字を使用する場合の『字体選択のよりどころ』となることを目指し」て、使用頻度の高い表外漢字1022字の字体を定めたものである。

漢字の字体に言及した内閣告示・訓令には「当用漢字字体表」（1949）と「常用漢字」（1981）とがある。「当用漢字字体表」は、「漢字の読み書きを平易にし正確にする」ため、「印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとし」「異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかる」ものであった。「常用漢字」は既に定着していた当用漢字の字体を踏襲し、表外漢字の字体については判断を保留した。結果として、印刷と筆写における字形上の不一致は温存された。さらに、1983年、JIS規格で新しい代表字形（拡張新字体と呼ばれる）が採用され、既存の印刷物との字形差が問題として意識されるようになった。

禱・洩・齟・軀・醬・蔣・蟬・鷗・俠

これらの字体は、しばしばJIS漢字批判の理由となってきた。しかし、従来の規格では表示・印字できなかった文字も、JIS第3・第4水準によって符号化され、おおむね問題は解決されるだろう。国語審議会の答申は、字体に関する法令と、これらの現状との間を埋めようとするものであるといえる。

8-5-5 ユニコード

漢字に対して初めて文字コードを作成したのは日本（JIS C 6226-1978）だが、以後、中国・台湾・韓国・ヴェトナムの国・地域で、それぞれ独自の文字コード規格が作られた。しかし、情報通信の急速な発達に伴って、統一された文字コードの必要性が認識されるようになった。

国際符号化文字集合（JIS X 0221-1995）は、国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）とによって規格化された「ISO/IEC 10646-1」（UCS = Universal Multiple-Octet Coded Character Setとも呼ばれる）に対応した国内規格である。統一された国際標準とするため、UCSはUnicode Consortium（Apple computer や IBM、Microsoft などによるグループ）が規定した文字コード「Unicode」と対応関係がある。両者は技術的には異なるが、コードが同期しているため、一般に「ユニコード」と呼んでいる。最新の規格は、Version 3.0（ISO/IEC 10646-1:2000）だが、システムへの実装などの面からは、Version 2.1（ISO/IEC 10646-1:1993）が一般的と思われる。現在、ユニコードの実用化は急速に進んでいる。

ユニコードは、多重言語テキストを符号化するための国際規格で、アルファベットと記号類約2万字の他、2万字を超える漢字が含まれている。これは、各国で用いられている漢字コードを統合したもので、中国語、日本語、韓国語の頭文字からCJK統合漢字と称される。CJK統合漢字の日本語欄には、JIS X 0208とJIS X 0212の文字がすべて含まれる。コードの統合の具体的な過程などには様々な批判があるが、（共同）研究の積み重ねや技術的な進歩によって、問題は確実に解消されてゆくだろう。

8-6 漢字の字数

日本人（日本語母語話者）の大人が持つ漢字の知識は、平均しておおよそ3500字程度であるといわれる。また、使用頻度の上位2000字で、日常的な文章の99.6%が理解できるとされる。漢字2000字水準で日常的な文章のほとんどが理解できるということは、多くの場面で常用漢字が「使用の目安」となっているということでもあろう。事実、漢字の述ベ字数に対して常用漢字が96%を占めるという調査がある。

漢字は、漢字制限の国語政策によって減少傾向にあった。かつて安本美典は、新

聞類における1900～55年までの漢字使用傾向の数理的分析から、2150～91年に漢字が消滅すると予測した。しかし、漢字の使用は、コンピュータなどの普及によって増加に転じているという指摘がある。

漢字使用の増減をいうときに注意すべきは語種との関わりである。調査の結果、漢字の使用率が減少していた時期でも、漢語が漢字表記される割合に大きな変化のなかったことがわかっている。漢字の使用率の減少は、和語を漢字ではなく仮名で表記することから生じていたのである。従って、漢字の使用が増加しているという指摘に対しては、どのような語において漢字での表記が行なわれるようになっているのか調べてみる必要がある。

実際に、漢字にはどのくらいの字数があり、またどのくらいの字数の漢字が用いられているのだろうか。以下に、目安となる数字を示す。

規則・規格	
当用漢字	1850字
常用漢字	1945字（他に人名用漢字が284字ある）
J I S 漢字	6355字（第1水準+第2水準。他に第3・4水準が4344字）
ユニコード	20902字（Unicode3.0では、27786字）
字典類	
諸橋大漢和	50305字（見出語数48902）
康熙字典	47035字
中華字海	約85000字（中国の字書。1994刊行）
携帯用漢和辞典	約7000～10000字
小型漢和辞典	約10000～20000字
出版物	
新聞（一般紙）	3000～3500字（全紙面に対し3213字とする調査がある）
小説類	3000～5000字（CD-ROM版新潮文庫の100冊では4781字）
印刷用	
電算写植文字盤	通常4500字程度（最大7000～10000字）
金属活字	約10000字（本文フォント）
その他	
G T 明朝体	約64000字（東大と学術振興会のプロジェクト）
今昔文字鏡	約80000字（CD-ROM版単漢字検索ソフト）

異体字のとりあつかいによって、漢字の字数の見積もりはかなり異なるが、日常的には10000字、様々な異体字を考慮に入れても100000字を大きく超えることはなさそうである。実際に、中国の古典に含まれる漢字であっても、数千程度であるといわれている。

8-6 漢字文化圏

現在、漢字は、中国・日本・韓国・台湾・香港・シンガポール・ヴェトナムなどの国・地域、また、中国人社会のあるところで広く用いられている。

漢字の起源について定まった説はまだないが、ひとたび生みだされた漢字は、古代世界での中国の軍事的・文化的覇権を背景として、アジア各地に伝播していった。その結果、中国を中心に東アジア一帯に文化共同体が構成された。この文化共同体を「漢字文化圏」と呼ぶことがある。漢字文化圏では、口頭語の違いにも関わらず「漢文」による伝達行為が可能であった。しかし、第二次世界大戦後、漢字文化圏の求心力は急速に失われていった。今日、グローバリズムを背景に、漢字文化圏の再生を唱える声があがってきている。

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

仮名はどのようにして生まれたものだろうか？

字書で具体例を調べ、漢字の成り立ちについてまとめてみましょう。

異体字とはどのようなものだろうか？具体的な例を字書で調べてみましょう。

漢字の「読み方」にはどのような種類があるだろうか？

漢字の筆順はどのような点で重要だろうか？

発展：余裕があれば以下の事柄についてまとめてみましょう。

ワープロやパソコンを使っていて、文字に関して困ったことがあるだろうか？困った経験があるとき、その原因は何だろうか？

9. 表記と表現

9-1 表記と表現

表記は表現上の効果をになうことがある。1-1、1-2で見たように、
や や -

という形象は、文字であるかも知れないし、文字でないかも知れない。ある形象（図形）が文字であるかどうかは、使用の状況に依存して決まる。さらに一般化して言えば、文字であるとあらかじめ決まっているものはなく、文字として読めるものであれば、必ず単なる図形であるとも解釈できるということである。つまり、文字とは、文字であるという解釈と文字でないという解釈との間を、常に揺れ動くものである。このことを理解するには、書道・カリグラフィー（西洋書道）・カリグラム（詩の絵画的表現）・抽象絵画やデザイン文字（タイポフェイスデザイン）を見ればよい。それらの中では、言語的機能とかたちの面白さ・美しさという、本来は相反するものが、緊張感をもって共存しているといえよう。

9-1-2 字体の選択

字体の選択にも、視覚的効果への配慮が見られる。看板や書道では、時に「変体仮名」が用いられる。

また、一般に、固有名詞（特に、自分の名前や住所）に含まれる異体字には厳格であることが多い。例えば、

島・嶋・鳶、桜・櫻、沢・澤、彦・彦

などである。但、斉と齊、斎と齋はそれぞれ異体だが、斉（齊）と齋（齋）とは別字である。「斉」はひとしい・ととのえるの意味の象形文字、「齋」は 斉 + 示の形声文字で物忌み [飲食や特定の行為を慎み心身を清めること] ・部屋の意味。

また、字体の差とも考えられない細かな字形の差異に拘泥する向きもある。例えば、

恵・恵（「恵」は旧字体）、高・高、吉・吉、崎・崎（寄は別体）、船・船

などである。言語学的に言えば、名前とは、いかに親しみや思いを込めようとも、個人を識別する符牒に過ぎないものである。われわれが固有名詞の字体に厳格なのは、美的配慮というより、文字に呪術的とも言うべき特別な意味合いを見出しているからであろう（例：姓名判断）。

9-1-3 書体の選択

パソコンの普及によって、活字文書のデザイン（タイポグラフィー）が意識されるようになった。商用の出版物などは別格としても、われわれが日常的に作成する文書にも視覚的な配慮がなされるようになってきている。マルチフォント・マルチサイズとなって、システムに多彩なフォントが標準装備され、また製品版やフリー・シェアのデジタルフォントも多数ある（欧文フォントについては、2～3万以上の種類が出回っているといわれている）。

書体がデザイン的に用いられるのは、文書だけではない。印鑑や碑銘には篆書体が、年賀文字や看板等には隷書体（漢隷）が、名刺には（明朝体でなく）楷書体の活字が用いられたりする。これらには、デザイン的な配慮とともに、規範意識も働いている。

9-1-3 文字種を選択

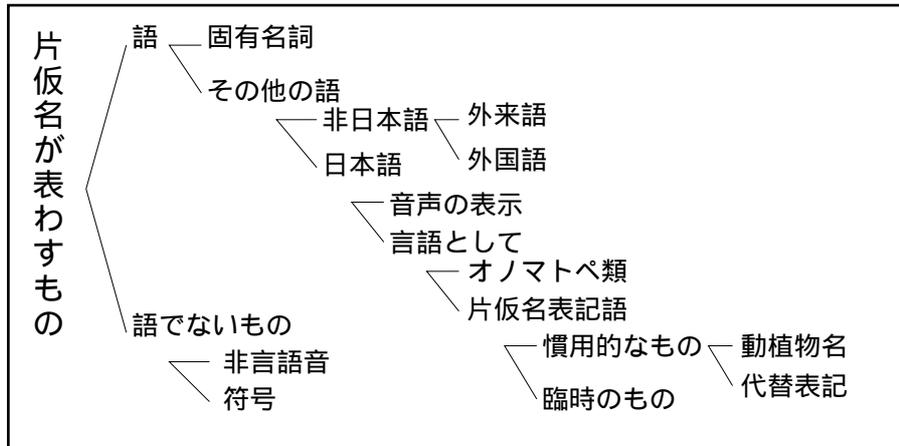
日本語はで、一つの語に対して多様な表記が存在する。例えば、「行なう」「行う」「オコナウ」「おこなう」「行ウ」「行ナウ」のように、文字体系（文字種）の様々な組み合わせがありうる。このような多様な可能性から特定の表記を選択する時には、特別な意義や表現意識を伴うことがある。例えば、「鼻」と「ハナ」、「首」と「クビ」、「体」と「カラダ」とを比較してみればよい。いずれも、漢字で表記された場合の方が、より具体的な事物を表わすことに気づく。片仮名で表記された語は、漢字ほどの具体性を持たない。競馬用語の「ハナ差」は鼻という部位を示しているのではない。「クビを切る」は 解雇する の比喩的な言い方である。「カラダがいい」は特定の器官や部位にではなく 健康にいい という意味である。

片仮名を例に、文字体系の選択と表現との関わりを見ることにする。片仮名が表記するものは、おおよそ以下のようにまとめられる。

- 1.固有名詞（地名・人名・組織名・題名など）
モスクワ・レーニン・フォード・ペンタゴン・スターウォーズ
- 2.外来語（和製英語を含む）・近代音による漢語
カード・スプリング・マージャン・チャーハン
- 3.片仮名英語や外国語を示す
「ホワットユアネーム?」「アイアムソーリー」「ニイハオ」「メルシー」「アロハ」
- 4.外国人による日本語の音声
「ドーモ、アリガト」「オハヨゴザイマス」
- 5.擬音語・擬態語・擬声語
ワンワン・ニャーニャー・ポコポコ・ワーワー
- 6.動物や植物の和名・俗名
トラ・クマ・スズメ・アゲハチョウ・イネ・オシロイバナ・コショウ
- 7.漢字の慣用的な代替表記
ゴミ箱（芥）・カギ・ダメ・アメ（飴）・チラシ（散らし）・カッコイイ・ヒロシマ
- 8.臨時に特定の語を示す
「世間で彼女はブンカジンらしいけど」「ナジラテバ?というのとは新潟方言のあいさつらしい」
- 9.臨時に特定の音・音声を示す

「ダッダッダダーン」「ヒューッドッカーンバァーンポーンという音がした」
 10.符号の類
 「ア・1192年 イ・645年 ウ・794年」

これらの各号の関係は次のように理解できる。



ここで、(7)や(8)は、表記に特定の効果を期待したものであるといえる。これらの語についてしばしば指摘されるのは以下のようなことである。

- (1)片仮名は書きやすく、漢字のように特別な知識がなくとも読める。
 例：「鍵」を「カギ」、「芥（塵芥）」を「ゴミ」、「灰汁」を「アク」と書く
- (2)片仮名の直線的で省画化された形態は、心理学的にも軽快さやスマートさを感じさせる。また、片仮名は、外来語を表記する標準的な文字であるため、片仮名で書かれたものは外来語が持つ語感（ホテル・旅館・宿屋のように、外来語は漢語や和語に較べて現代的・都会的なイメージがあるといえる）を思わせるようになる。
 例：「車」を「クルマ」、「格好良い」を「カッコイイ」と書く
- (3)片仮名は、外国語との接触の中（漢文訓読）で生まれ、現在も外国語表記に用いられるので、国際的なイメージを持つようになる。
 例：「ニホン人」、「ヒロシマ」
- (4)片仮名は、漢字のような具体的なイメージの喚起力がないので、生々しくない。
 例：「クビを切る」、「それではダメだ」、「バカ」、「アホ」
- (5)片仮名は、音声を示す時に用いられるので、音声言語がもつイメージ（音声は文字と異なり瞬時に消え去るので、論理や思考を客観的に伝える透明な媒体であると見做された）を持つようになる。片仮名は、対象を客観的なものと感じさせる。
 例：「コメ問題」「買えばトクする」
- (6)漢字平仮名交じり文で、片仮名表記語は非標準的なものとして前景化される（目立つ）。特に注意を引きつけたい部分が片仮名で書かれる。その目的は様々である
 例：キーワードを示す、その語が一般的な意義で用いられているのではないことを指示する

まとめ

基本：以下の事柄についてまとめておきましょう。

文字はなぜ表現上の機能を持つようになるのだろうか？

発展：余裕があれば以下の事柄についてまとめてみましょう。

デザインされた文字の様々な例（雑誌・看板・広告など）を確認してみましょう。